

第 8 回「法テラスの在り方に関する有識者検討会」

持続可能な支援体制の整備に向けた人的基盤・機構・財源の在り方に関する意見書
～「最初の入口」から「切れ目のない支援」に繋げる仕組みの具体化に向けて～

委員 猪之鼻久美子

はじめに

第 7 回の法テラスの在り方に関する有識者検討会では、法テラスを「最後の砦」ととどめず、市民が困りごとに気づき、安心して相談し、適切な援助を主体的に選択できる「最初の入口」として位置付けることを提案した。また、第 4 回の法テラスの在り方に関する有識者検討会では、民事法律扶助制度の谷間解消に向けてと題し、法テラスでの相談に始まり、代理援助・書類等作成援助への切れ目のない支援に繋げる仕組みの提言も行っているところである。

そして、今回の資料では、これまでの議論を受け、法テラスの役割について利用者支援と地域社会への貢献が明記され、支援の担い手である常勤弁護士、契約弁護士、契約司法書士、福祉関係者等が、それぞれの専門性や特性を生かして連携し、法テラスが調整役を果たすことの重要性が整理された。本意見書では、この方向性に賛同し、利用者支援と担い手の確保・育成を一体として保障する制度設計が必要であるという立場から、1. 人的基盤の確保・育成、2. 法テラスの機構と組織運営の在り方、3. 財源・制度基盤の在り方の 3 つの検討分野に沿って、意見及び実現に必要な具体策を述べたい。

第 1 人的基盤（担い手・人材）の確保・育成

1. 担い手確保のための司法過疎対策と未来戦略事業

まずは、地域における担い手不足への対応及び広域的な支援体制の在り方について述べる。繰り返しになるが、日本司法書士会連合会では、「司法過疎対策」として、市民の司法アクセスが困難な地域において、司法サービスの提供に積極的に取り組む司法書士及び司法書士法人を支援する基金を設置し、開業及び定着のための財政的支援を行うとともに、開業シンポジウムを開催し、司法過疎地での開業の魅力を紹介し、開業にあたっての疑問や不安を解消する機会の提供に努めてきた。これらの取組は、司法制度改革が目指す総合法律支援の実施及び体制整備に直結する重要な事業として位置づけられている。【別紙参考資料：司法書士白書 2026 年版抜粋】

また、広域的な支援体制についても、全国を 8 つのブロックにわけ、簡易裁判所の管轄地域のうち、司法書士が管轄内に存在していない 5 つの地域において、定期的に「巡回法律相談」を実施する等の取組を行っている。

くわえて、未来の担い手確保の観点から、地元出身者が資格を得て地元で開業することも

有効な方法のひとつであると考えている。そのため、司法書士という職業に関心を寄せてもらい、業務を通して地域貢献を推進するための周知・広報活動を様々な世代に向けて推進している。とりわけ、若年層に向けた事業として、小学生向けの司法書士の職業に関する書籍の無償寄贈や小・中・高校への法教育・法律教室の実施、大学との連携による職業ガイダンスやインターンシップ、講座の開催を司法書士会と協力しながら全国に展開している。最近では、高校の「総合的な探究の時間」において、町の憲章・まちづくり条例を題材とした「テーマ別課題探究活動」を、法的観点から支援する法教育の取組を行い、法と教育学会でも発表をしたところである。

司法書士は、都市部での登録・入会が多いものの都市部偏在とまではいえず、司法過疎対策や未来に向けた司法書士の周知・広報活動を進めることで全国に普く存在し、地域における司法アクセス障害の通減に努めている。

2 担い手確保のための実態把握と相談体制の見直し、事務負担の軽減

資料3では、若手弁護士の契約状況や受任件数別の構成、弁護士・司法書士の地域分布等が示された。また、法テラス白書令和7年版においても同様に事件数の推移、事件別内訳の資料が開示されているが、これらの情報を基に具体的な担い手確保に繋げるためには、司法書士の「契約しているが受任していない」「受任の機会が少ない」「受任の継続が難しい」等の生の声を調査、把握する必要があると考える。

個人の体感にはなるが、近年、法テラス・サポートダイヤルから司法書士総合相談センターへの相談案内や法テラス地方事務所における司法書士による相談（センター相談）の機会が減少しており、結果として多重債務事件、とりわけ自己破産申立の書類等作成援助がデータ上も減ってきている。一方で、地域によっては司法書士と地域包括支援センター等との連携によるアウトリーチの実施と書類等作成援助による保佐・補助申立や相続に関する事案が増えており、司法書士会等による相談費用の負担の取組報告も受けているところである。

民事法律扶助契約を締結したものの相談を受ける機会が少なく受任に繋がらない、また、アウトリーチによる書類等作成援助を行っても特定援助対象者法律相談援助や法律相談援助の対象にならないとすれば、担い手確保においても困難が生じる。今後は、書類等作成援助に繋がる相談体制の課題を解消し切れ目のない支援に結び付けることを提案したい。

また、担い手確保のためには、申請・報告の重複や記載要件の分かりにくさを照会に即して点検し、審査に必要な情報を確保しつつ、手続を簡素化する必要があると考える。そのための手段としてデジタル化を進め、利用者に新たな負担を転嫁しないことも重要である。あわせて、常勤弁護士・契約弁護士・契約司法書士と法テラス職員が、ともに学ぶ研修や交流の機会を持つことも、担い手の確保・育成や継続に繋がるものと考えられる。

3 担い手確保と育成のために関係機関が果たすべき役割

司法書士については、前述した司法過疎対策等にくわえ、新人研修と連動した扶助制度の

研修と新規契約の促進、事例検討等の研修機会を設けることによる継続受任の支援や新たな担い手の掘り起こしが、担い手の確保・育成のために必要である。

また、これまでも研修や会員の交流の場において、司法書士法第1条の使命から導きだされる司法書士の社会的責任と司法アクセスを支える法テラスでの公益的な活動の意義や、専門性を制度的に保証され、業務の独占が認められている司法書士の公共的な役割を学ぶ機会を設けてきた。先日は、法テラス20周年を記念して、司法書士会会長、法テラスの副所長に就任している司法書士及び関係者をお招きしてシンポジウムを開催し、法テラス発足の経緯、司法書士がこれまで民事法律扶助業務を通じて司法アクセスの担い手として果たしてきた実績を振り返り、これからの司法の担い手として果たしていくべき役割を考える貴重な機会とした。引き続きこのような視点を取り入れた研修等を実施し、担い手の確保・育成を進めていく必要があると考える。

くわえて、司法書士の育成過程においても、法曹養成段階における取組と同様の働きかけが必要であり、担い手の層を厚くすることにも繋がる。多様な担い手を確保する観点からも、司法書士による司法アクセスの担い手の拡充を、個々の司法書士、司法書士会、日本司法書士会連合会が一丸となって進めていかなければならない。

第2 法テラスの機構と組織運営の在り方

1 全国共通の支援水準の策定と地域の裁量の両立

司法ソーシャルワーク等の全国展開において、本部は、全国で確保すべき支援水準を策定し、必要な予算や効果検証の共通基盤を整え、地方事務所は、地域の実情に応じた担い手の連携と支援方法を具体化するという役割分担を明確にする必要がある。

また、本部及び地方事務所には、行政や専門職団体等との適切な連携を維持しつつ、利用者の権利利益の保護を基準として、独立した主体的判断と公正な組織運営、判断過程の透明性確保を求める。

2 地方事務所の決裁権限の在り方と弁護士会・司法書士会との継続的な協働体制

地方事務所での決裁権限は、原則、所長に属するものであるところ、民事法律扶助業務等においては、地方事務所事務局長等による決裁も可能となるよう、これまで「地方事務所及び地方事務所支部における民事法律扶助業務及び震災法律援助業務に関する決裁細則」や「地方事務所及び地方事務所支部等における国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護関連業務に関する決裁規程」等の改正が行われてきた。一方で、今後、司法ソーシャルワークや法教育等において関係機関等との連携を深め、地域連携を促進していく場合、決裁権限の更なる見直しを行うことで業務の迅速化、効率化を図ることが可能ではないかと考えている。

現在、司法書士は、42の地方事務所において副所長を務めている。先般、日本司法書士会連合会において司法書士副所長会議を開催し意見・要望を聞いたところ、司法書士副所長に与えられる役割が地方事務所ごとに異なっていることやその特性を生かした活用の余地

があるのではないかということがわかった。なかでも、情報提供業務や民事法律扶助、司法過疎対策等は、司法書士による対応も可能であることから、副所長の活用、権限の一部分掌により、所長の負担軽減と業務の迅速・効率化が検討でき、社会福祉士等の福祉専門職の副所長に、司法ソーシャルワークやアウトリーチ等の地域連携の分野を分掌することで、多元的・複層的な組織運営が可能となる。

また、複数の副所長が司法書士会との連携の難しさに言及している。その理由の一つとして、法テラスで得た情報の共有や資料の取り扱いを挙げており、地方事務所と司法書士会の定期協議の実施が情報共有や円滑な連携に資すると考えるが、定期的に協議を行っている地方事務所は多くないため、実施を求めたい。

くわえて、地方事務所での司法書士によるセンター相談の実施状況を確認したところ、25の地方事務所において実施していないとの回答があり、司法書士によるセンター相談を実施していると回答した17の地方事務所においても、「予約が概ね入る」と回答したのは2箇所にとどまり、その他は「予約は少ない」、「ほぼ予約がない」と回答している。担い手の確保、育成にも関連するが、地方事務所と司法書士会との連携を強化し、司法書士の業務の共有を図ることで司法書士の活用に繋げ、担い手確保がままならない現状の解消を図っていただきたい。

第3 財源・制度基盤の在り方

1 支援の効率化・重点化と既存施策の見直し

予算や担い手、人的資源等の効率化、重点化の観点から、第4回の検討会で言及した財務的合理性について再度述べたい。自己破産申立てや相続放棄の手続き等、書類等作成援助を活用することで、予算執行の効率化を図ることができるものもある。そのためにも、中期的な収支と支援体制を一体として検討し、相談の配転の在り方等を見直しを図る必要があると考えている。

2 資力に応じた負担軽減と利用開始時の見通し確保

これまでも述べてきたことではあるが、給付制も視野に入れつつ、現時点では、当面の利用者負担を軽減する策を検討することが現実的な在り方ではないかと考える。資力に応じた一部免除等においては、免除の基準をわずかに上回ることによる負担の格差が生じないよう、また、生活の維持・再建を妨げない制度としていただきたい。

さらに、負担の見通しをいつ示せるか、申請や証明にどの程度の負担があるかについても検討が必要であり、資力や生活状況が変化した場合に負担を見直せる仕組みも整えていただきたい。

3 他の制度・民間資源との連携による公的な支援基盤の補完

他の給付制度・支援制度との連携や法務省以外の予算、民間資源等の活用については、そ

それぞれの制度の目的と役割を整理し、利用者が必要な支援を切れ目なく受けられるようにする観点から進める必要がある。

一方で、他の制度への紹介が法的な支援の打切りにならないようにする必要があり、他の給付や民間資源の有無によって必要な支援に地域差が生じることも避けなければならない。

また、社会全体で法テラスを応援してもらう環境づくりについて、司法書士は、相続に関連する業務として、遺言による寄付や遺贈などの相談を受けることも多く、法テラスでも、公益的な活動の周知広報を図るとともに、関係機関との連携やアウトリーチ、法教育の実践を通じて広く社会の理解を得るとともに、子ども・若者支援や女性支援等の選択肢を設けて、寄付や遺贈等を受け入れる体制の構築を検討されたい。

ただし、他の給付制度や民間資源等の活用は、安定した公的財源を補完するものと位置付け、資金提供者の意向によって支援対象や内容が左右されないよう、中立公正、透明性及び継続性を確保することを求めたい。

結びに

相談の入口を広げても、その先の担い手や費用の仕組みが整わなければ、必要な支援は届かない。反対に、担い手を確保しても、費用や手続への不安から利用者が相談をためらうのであれば、司法アクセスが十分に保障されたとは言えない。

法テラスが、「国民と司法を繋ぐ架け橋」「司法アクセスの公共インフラ」としてこれまで以上に充実発展していくためには、担い手の確保・育成を図り、公正かつ透明性・独立性の高い組織運営を行い、国の予算や国民負担を考慮しつつ利用者の視点から財源を一体として検討し、持続可能な支援体制を整備することに尽きる。

これまで民事法律扶助業務を中心に法テラスの総合法律支援の事業に携わってきた司法書士としては、その専門性と地域での実践経験を生かし、弁護士その他の専門職、関係機関の皆さまと連携協働して、その一翼を担う所存である。

以上

2 日司連が実施する司法過疎地開業支援事業

日司連は、市民の司法へのアクセスが困難な地域において、司法サービスの提供に積極的に取り組む司法書士及び司法書士法人を支援している。

具体的には、地域司法拡充事業の一環として実施する司法過疎地開業支援により、一定の要件の下、当該地域において期間内に開業又は開業予定の会員等（司法書士となる資格を有する者を含む。）に対し、開業及び定着のための支援金を貸与するなど、財政的な支援を行うものである。

これまでに本事業により、102名の司法書士と4つの司法書士法人を支援した。

■ 日司連が司法過疎地開業支援事業を実施した地域（閉所した地域を除く）



※令和7年11月現在。

3 司法過疎地開業支援フォーラム・開業シンポジウム

これまで司法書士は、「身近な暮らしの中の法律家」として、市民が頼れる地域の身近な存在としての活躍の場を広げ、司法アクセス充実の一翼として司法サービスの提供に取り組んできた。

しかし、会員数をみると都市部への集中傾向が強く、地方における会員数は減少している。

司法書士へのアクセスの拡充は、司法制度改革が目指す総合法律支援の実施及び体制整備に直結する活動であり、日司連事業としても重要なものである。

司法書士は、全国にあまねく存在し、司法へのアクセスポイント機能をより充実させていかなければならない。そのためには司法過疎地における開業を促進し、定着を図り、当該地域の司法過疎を根本的に解消する必要がある。そこで、司法過疎地での開業を志す会員及び司法書士となる資格を有する者に対し、司法過疎地での開業のメリットや魅力等を紹介するとともに、開業にあたっての疑問や不安を解消する機会として、平成18年度から平成30年度まで毎年（平成19年度以降は東会場、西会場の2か所で開催）「司法過疎地開業支援フォーラム」を開催してきた。

また、令和元年度以降は「司法書士開業シンポジウム」に刷新し、令和元年度は東京1か所で、令和2年度から令和5年度はオンラインにて、令和6年度からはオンラインと会場参加ともに可能とし、ハイブリッドで開催している。

これらのフォーラム・シンポジウムでは、日司連の担当者から各地の実情についての説明及び情報提供をするとともに、実際に司法過疎地で開業した会員から開業までの経緯や現在の状況等が参加者に伝えられている。

なお、令和7年度のシンポジウムの概略は次のとおりである。

- 1 基調講演／テーマ：地方開業の魅力
- 2 日司連未来戦略対策部から報告
- 3 パネルディスカッション／テーマ：地方開業のリアル
- 4 日司連の指針及び取組み（主に開業支援・地域司法拡充基金の説明）について
- 5 司法書士会及びブロック会による開業者募集PR
- 6 質疑応答

■ 司法過疎地開業支援フォーラム（日司連主催のもの）

開催回数	開催日	会場
第1回開業支援フォーラム	平成18年 8月 5日	日司連ホール
第2回開業支援フォーラム	平成19年 3月 24日	神戸国際会議場
第3回開業支援フォーラム	平成20年 1月 26日 (西会場) 平成20年 1月 27日 (東会場)	WTC ホール 日司連ホール
第4回開業支援フォーラム	平成21年 1月 17日 (東会場) 平成21年 1月 25日 (西会場)	日司連ホール 梅田センタービル
第5回開業支援フォーラム	平成22年 1月 16日 (東会場) 平成22年 1月 23日 (西会場)	日司連ホール TKP 大阪淀屋橋カンファレンスセンター
第6回開業支援フォーラム	平成23年 1月 15日 (東会場) 平成23年 1月 22日 (西会場)	日司連ホール TKP 大阪淀屋橋カンファレンスセンター
第7回開業支援フォーラム	平成24年 3月 17日 (東会場) 平成24年 3月 24日 (西会場)	日司連ホール TKP 大阪梅田ビジネスセンター
第8回開業支援フォーラム	平成24年 11月 10日 (東会場) 平成24年 11月 17日 (西会場)	日司連ホール TKP 大阪梅田ビジネスセンター
第9回開業支援フォーラム	平成26年 1月 18日 (西会場) 平成26年 1月 25日 (東会場)	TKP 大阪梅田ビジネスセンター TKP 東京市ヶ谷カンファレンスセンター
第10回開業支援フォーラム	平成26年 11月 8日 (東会場) 平成26年 11月 15日 (西会場)	日司連ホール TKP ガーデンシティ大阪梅田
第11回開業支援フォーラム	平成28年 1月 30日 (東会場) 平成28年 1月 31日 (西会場)	日司連ホール TKP ガーデンシティ大阪梅田
第12回開業支援フォーラム	平成28年 10月 29日 (東会場) 平成28年 10月 30日 (西会場)	日司連ホール TKP ガーデンシティ大阪梅田
第13回開業支援フォーラム	平成29年 10月 14日 (西会場) 平成29年 10月 15日 (東会場)	TKP ガーデンシティ大阪梅田 日司連ホール
第14回開業支援フォーラム	平成30年 10月 13日 (東会場) 平成30年 10月 14日 (西会場)	日司連ホール TKP ガーデンシティ大阪梅田
第1回 Fresh Green 司法書士シンポジウム	令和 元年 11月 2日	日司連ホール
司法書士開業シンポジウム ONLINE	令和 3年 1月 30日	Zoom ウェビナーを使用して開催
司法書士開業シンポジウム ONLINE	令和 3年 11月 6日	Zoom ウェビナーを使用して開催
司法書士開業シンポジウム ONLINE	令和 4年 11月 5日	Zoom ウェビナーを使用して開催
司法書士開業シンポジウム ONLINE	令和 5年 11月 18日	Zoom ウェビナーを使用して開催
司法書士開業シンポジウム	令和 6年 11月 16日	日司連ホール・Zoom ウェビナーを使用して開催
司法書士開業シンポジウム	令和 7年 11月 8日	日司連ホール・Zoom ウェビナーを使用して開催